松江地方裁判所委員会(第2回)議事概要

1 日時

平成16年2月10日(火)午後1時30分から午後4時まで

- 2 場所
 - 松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員長) 平 弘行

(委員) 石原智治, 今岡和志, 太田雅也, 大野敏之, 小室百合, 野坂研介, 村瀬正明(五十音順, 敬称略, 2名の委員は欠席)

(庶務) 山本事務局長, 原田総務課長, 津森総務課課長補佐

(説明者) 中島民事首席書記官, 讃井刑事首席書記官

- 4 松江地方裁判所委員会委員長の挨拶
- 5 議事
- (1) 山本事務局長、中島民事首席書記官及び讃井刑事首席書記官から、本日のテーマの「松江地方裁判所における情報の発信と情報の収集」の現状について説明があった。
- (2) 本日のテーマの「松江地方裁判所における情報の発信と情報の収集」を「情報発信の内容と方法について」及び「情報収集について」に分け、まず、「情報発信の内容と方法について」から意見交換をした。意見交換の主な内容は次のとおり。
 - 松江地裁の情報の発信と収集の現状を聞くと、裁判所も最近広報に積極的 に取り組んでいるようであるが、さらに進めていってもらいたい。
 - 松江地裁のホームページをもっと充実させるべきである。
 - 〇 松江地裁のホームページには、送達証明申請書等細かな申請書の書式例は 掲載されているが、調停の申立書、簡裁の訴状、その他一般の人がよく利用 すると思われる典型的な書式例は掲載されていない。これはおかしいのでは ないか。松江地裁のホームページにも、これら一般の人がよく利用する典型 的な書式例も掲載すべきである。
 - 松江地裁のホームページに、一般の人がよく利用する書式例を掲載していない理由は、これらの書式例については最高裁のホームページに掲載されているからとのことであるが、そうであれば、少なくとも、松江地裁のホームページからそこへ容易に移ることができるようにホームページを作成するべきである。
 - 競売物件については、一般業者のホームページの1コーナーに掲載しているとのことであるが、松江地裁のホームページとそれをリンクすることはできないか。
 - 一般業者のホームページには裁判所以外の種々の情報が掲載されており、 裁判所の中立性、公平性の観点からリンクし難いとのことであるが、そうで

あれば、東京や大阪等で既に実施されている不動産競売物件情報サイトBITを松江でも実施し、これにリンクさせてはどうか。

- 法廷傍聴や出前授業を弁護士会や検察庁と共同して行えないか。
- 〇 法廷傍聴等を弁護士会、検察庁と共同で行うと、参加者が、検察官、弁護士、裁判官に手続の流れに応じて直接質問したりできるので、制度等の説明も理解されやすい。積極的に実施すべきである。
- 検察庁でも、外部に出向いたり、移動教室として一般の人に検察庁に来て もらったりして広報活動をしている。昨年、ある団体に検察庁に来てもらい 種々説明をした後、裁判所にも協力いただき法廷見学をしてもらった。
- 必ずしも共同という形を取らなくても、刑事の法廷が終了してから差し支 えのない範囲で、事実上、裁判官、検察官、弁護士に少しの時間法廷に残っ てもらい、傍聴人から質問を受けたり、それぞれ説明をする方法もあり、こ れまでもよく実施している。
- 出前講義をどんどんすると良いと思う。県内の公立高校で出前講義をした 旨の記事を松江地裁のホームページに写真入りで掲載し、その欄に随時申し 込みを受け付けている旨記載しているとのことであるが、結構なことである。
- 〇 一昨年,調停制度施行80周年記念行事があり,模擬調停,庁舎見学等が行われ,100人以上の参加者があった。このような行事をもっと広く行なってはどうか。
- 裁判所に、広報担当官として専門職を置いてはどうか。
- 広報活動の中で、クイズを出している裁判所もあるようであるが、裁判所としての権威を落とすようなことは、少なくとも松江地裁ではしてほしくない。
- 〇 最近, 検察審査会の審査員の会議における欠席率が高い旨の新聞記事があったが, 裁判員制度においては, このようなことのないよう裁判員制度の意義をしっかり広報する必要がある。
- (3) 次回開催日時と意見交換テーマについて

次回は平成16年9月16日午後1時30分から午後4時までの予定で開催し、まず、本日意見交換をすることができなかった「情報収集について」の意見交換をすることとし、その後、新たに委員の希望の多い「利用しやすい裁判所にするための方策」について意見交換をすることになった。